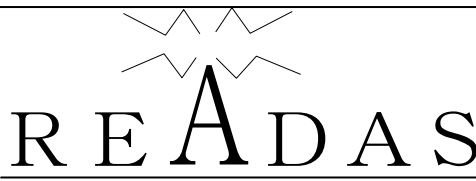


第 4357 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 11月 2日 水曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 医療用機器等の特別償却

Q：医療用機器等の特別償却制度が改正になったそうですが、どのように変わったのですか？

A：次のようなところが改正になっています。

【解説】

医療用機器等の特別償却制度は、今年度の税制改正で、次のように変わりました。

- ①高度・先進医療の提供に資する医療用機器
 - ・対象となる機器から心電図及び顕微鏡が除外されました。
 - ・特別償却率が14%から12%に引き下げられました。
- ②医療の安全の確保に資する機器
 - ・対象となる機器から生体情報モニタ連動ナースコール制御機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置及び特殊寝台が除外されました。
 - ・特別償却率が20%から16%に引き下げられました。
- ③対象措置の除外
 - ・新型インフルエンザ対策に資する機器に係る措置
 - ・特定増改築施設に係る措置
 - ・建替え病院用等建物に係る措置
- ④適用期限の延長
高度・先進医療の提供に資する医療用機器及び医療の安全の確保に資する機器に係る措置の適用期限が、平成25年3月31日まで延長されました。

